

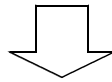
鴨川等における迷惑行為への対応について

▶ 河川敷利用者の増加・利用形態の多様化

鴨川・高野川については、計画的に公共空間整備を進める中、今後、河川敷の利用者のさらなる増加及び利用形態の多様化が見込まれ、快適な利用の確保を図ることが重要となってきた。

▶ 京都府鴨川条例における迷惑行為等に係る規定

「基本理念」（第2条）、「府の責務」（第3条）、「鴨川等の利用者の責務」（第5条）で基本的な考え方を示すとともに、特に、具体的な規制が必要と認められる事項については、「快適な利用の確保」（第4章）で禁止行為（自動車等の乗り入れ、自転車等の放置、打ち上げ花火等、落書き、バーベキュー等）を規定し、規制している。



啓発活動や巡視活動等により、条例施行後は指導件数が大幅に減少するなど、成果を挙げている

◎ 指導件数の推移

	平成20年度（条例施行年度）	平成24年度
バーベキュー	91件	14件
打ち上げ花火	127件	50件

▶ 啓発の必要

上記以外の迷惑行為等については、一定のルールやマナーが守られるような啓発が必要。

<課題>

- ・ 利用形態の多様化（散歩・散策、ジョギング、自転車、各種サークル活動等）への対応（どの対象者にはどのような啓発・指導が効果的かなど検討し、効果の高いきめ細かな対応が必要）
- ・ 啓発看板設置等に係る景観への配慮

◎ 土木事務所等への主な苦情

事項	苦情内容	対応状況
自転車の危険走行	自転車が猛スピードで走っていて危ない	注意看板設置（特に通行の多い箇所）
犬のノーリード散歩	犬が野放しとなり、他の利用を妨げる	注意看板設置、巡回指導（京都市作成のチラシ配布）
鳥等へのエサやり	エサやりで鳥が人を恐れなくなり、トビが飛来し危険	注意看板設置、巡回指導
ゴルフ	芝地でゴルフの素振りをしており危険	巡回指導
スケートボード バスケットボール	夜間にコンクリート舗装地で行われ、騒音となる	巡回指導